

答 申 書

諮問第 7 号

平成29年 6 月22日付けの個人情報開示請求に係る一部開示決定（29市市第96- 2 号）に対する審査請求について

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）の平成29年 6 月22日付け昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）第15条第 1 項に基づく個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する実施機関の平成29年 7 月 5 日付け一部開示決定（29市市第96- 2 号。以下「本件処分」という。）を不服とする審査請求人の平成29年 9 月 8 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却を相当とする。

第 2 開示請求の対象の公文書及び不開示決定部分

本件開示請求の対象の公文書は、弁護士〇〇〇〇作成に係る審査請求人らが表示された戸籍謄本等（以下「本件戸籍謄本等」という。）の職務上請求書（以下「本件公文書」という。）である。本件公文書中の依頼人及び被相続人の氏名並びに弁護士印の印影（以下「本件不開示部分」という。）が不開示とされた。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人は実施機関に対し、本件処分を取り消して本件不開示部分の開示を求める、というものである。

2 審査請求に至る経過及び理由

本件審査請求に至る経過及び理由は、審査請求人記載に係る審査請求書及び反論書並びに本審査会における同人の意見陳述によると、以下のとおりと認められる。

- （1） 本件公文書に基づき交付された本件戸籍謄本等が、交付請求の理由である相続人の調査のためではなく、銀行口座解約手続に使用された。実施機関は、本件戸籍謄本等を交付する際に交付請求の理由をただし交付するべきではなかった。
- （2） 弁護士〇〇〇〇に対し、本件戸籍謄本等の目的外利用を問い合わせたが、回答を拒否されたので、自ら前記目的外利用の件を調査するため

実施機関に対し本件公文書の開示を求めた。しかし本件処分がなされたため、不服であるから本件審査請求をした。

- (3) 本件不開示部分も審査請求人に関わる情報の一部であるから、開示されるべきである。
- (4) 本件公文書の本件戸籍謄本等交付請求の理由が偽りであったから、本件不開示部分につき不開示の利益を認めるべきではない。
- (5) 特に被相続人氏名の不開示については、死者は個人情報を保護される者（以下「個人情報被保護者」という。）として保護されていないから、不開示の利益は認められず、開示されるべきである。
- (6) 審査請求人の承諾なしに本件戸籍謄本等が交付されて審査請求人の氏名が開示されている一方で本件公文書記載の関係者がその氏名を本件処分により隠しおおせているのは、均衡を損なう。開示して審査請求人と平等に扱われるべきである。
- (7) 以上の経過及び理由に照らし、本件処分を取り消して本件不開示部分の開示を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

本件処分及び審査請求人の意見に対する実施機関の説明の要旨は、弁明書及び「反論書における質問事項について」と題する書面並びに本審査会における意見の陳述によると、以下のとおりと認められる。

- (1) 本件公文書による本件戸籍謄本等の交付請求は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第2項及び第4項並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項の規定に基づいているところ、実施機関は、前記各条項が規定する必要な審査を行ったうえで、本件戸籍謄本等を交付した。
- (2) 本件公文書の依頼人氏名については、条例第19条第4号に規定する「第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」と判断して不開示とした。
- (3) 本件公文書の被相続人氏名については、条例にいう個人情報ではないと理解したが、仮に被相続人の氏名が開示されたならば、個人情報被保護者として氏名を不開示とした依頼人が推定されるおそれがあるため、条例第19条第4号に規定する「第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」と判断して不開示とした。
- (4) 本件公文書の弁護士印の印影については、条例第19条第4号に規定する「第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」と判断して不開示とした。

第5 審査会の判断

1 審査の経過

本審査会は、本件審査請求について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年10月19日	実施機関から弁明書の写しを添えて諮問
平成29年11月 9 日	審査請求人から反論書を収受
平成29年11月27日	実施機関から概要を聴取 (平成29年度第1回審査会)
平成29年12月21日	審査請求人及び実施機関から意見等を聴取 (平成29年度第2回審査会)
平成30年 1 月22日	天候不良により中止
平成30年 2 月13日	審議 (平成29年度第3回審査会)
平成30年 3 月15日	審議 (平成29年度第4回審査会)

2 審査会の判断理由

本審査会は、本件処分につき、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討したうえで、以下のとおり判断する。

(1) 本件処分の問題点

本件処分による本件不開示部分が条例第19条第4号に規定する「開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」に該当するか否かが問題点である。

「第三者」とは、当事者以外の者を意味する。個人情報開示請求に係る当事者とは当該開示請求者本人のみであるから、第三者とは開示請求者以外の人である。ここでは、本件処分との関係から第三者が個人であることを前提として論ずる。

「権利利益」とは、個人の氏名を含む当該個人の個人情報及び当該個人情報の実体を構成する人格的利益及び財産的利益の全てを含むと理解する。当該権利利益は、特段の事情がない限り、当該個人の承諾又は法令上の正当な根拠がない限り侵害されない。条例の個人情報開示請求権は前記法令上の正当な根拠には該当しない。その理由は、当該個人情報開示請求権は、開示目的不問の請求権であるからである。このように任意の個人による開示目的不問の開示請求により第三者個人の権利利益が当該第三者の承諾なしに自在に開示され、さらされてしまうのは当該第三者のプライバシー権又は自己情報のコントロール権を侵害しているも

のと評価され、実際上も許し難いと感じるのが現在の社会通念と理解する。

「侵害するおそれ」とは、文字どおりおそれで足りる趣旨である。情報が開示されたことを原因として現実に権利利益が侵害されたか否かは立証が困難であり、また仮に侵害の事実を要件とすると結果的に任意の個人による開示請求により第三者の個人情報に当該第三者の承諾を得ずに自在に開示され、又は権利利益が自在に侵害されてしまう危険が存する。

以上の理解を基にして本件処分を検討する。

(2) 本件依頼人氏名不開示の件

本件依頼人の氏名は、前記第三者の守るべき権利利益に該当するから、不開示が妥当である。

(3) 本件被相続人氏名不開示の件

死者は、個人情報の開示請求権を行使できないとの意味では個人情報被保護者ではないが、なお個人又は社会が承認する死者自身の名誉等の評価が存在し、これを端的に死者の名誉又は権利利益として保護の対象とすることは現在の社会通念上容認されていると理解できる。このような意味で死者は前記第三者に含めて保護する必要がある。併せて開示された死者の情報から推論されて生存する第三者の権利利益が侵害されるおそれがあることも容易に理解できる。

本件被相続人氏名の不開示は妥当である。

(4) 本件印影不開示の件

印影は、当事者を表示する記号として日本では契約の際のなつ印など社会生活の様々な場面において重要な役割を有している。他方で偽造等により悪用される可能性も少なからずある。したがって、個人情報開示請求者以外の印影は、第三者の権利利益に該当するものとして保護されるべきである。

本件印影の不開示は妥当である。

(5) 審査請求人の本件処分取消し及び本件不開示部分の開示を求める動機及び目的について

審査請求人は、前記第3・2・(1)から(6)までの理由で本件処分の取消し及び本件不開示部分の開示を求めているが、各理由に共通する意思是、①審査請求人の氏名が本件処分において不開示とされた依頼人に開示されているのにもかかわらず、審査請求人に対しては当該依頼人の氏名が不開示のままであることは認め難いということ、しかも②本件公文書による交付請求の理由は虚偽であったから、なおのこと不開示の利

益を与えるべきではないということである。

①の件については、審査請求人の氏名の開示は、住民基本台帳法第12条の3第2項及び第4項並びに戸籍法第10条の2第3項の規定が適用された反射的結果であるから甘受せざるを得ない。

②の件については、個人情報開示請求の理由いかんでは不開示の判断の際に考慮されて良いのではないかとの問題提起と理解できるが、条例は前記理由いかんにかかわらず個人の自由な情報開示の請求を認める一方で、第三者の権利利益の侵害のおそれがある場合には不開示にできるとして両者間の権利利益の均衡を図り制度設計したのである。

(6) 結論

以上の検討の結果、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

昭島市情報公開・個人情報保護審査会委員

委 員 名	摘 要
出 雲 明 子	
金 子 秀 夫	
柴 田 邦 臣	
下 里 和 夫	副会長
山 口 昭 則	会長